

<お知らせ>

「島根県身体障害者等用駐車場利用証制度」
(思いやり駐車場制度) について

島根県では 2008 年 12 月より、身体の不自由な方、お年寄り、妊婦、また膠原病など難病患者に「駐車場利用証(愛称: 思いやり駐車場)」を発行しています。

利用するには島根県に「駐車場利用証」の発行申請をする必要があります。「特定疾患医療受給者証」または「身体障害者手帳」の写しと、申請書に必要事項を記入して申し込みます。窓口は県庁障害者福祉課、各保健所、また市町村役場でも受け付けています。(申請書は上記役所にあります) 郵便で申し込む場合は申請書と共に、返信用に A4 の大きさの封筒に 140 円切手を貼って同封してください。後日 5 年間有効の駐車場利用証が送付されます。

この利用証を掲示することで、身障者マークの「思いやり駐車」の表示がある場所へ駐車することができます。

またこの利用証は島根県だけでなく、広島県を除く中国 4 県、香川を除く四国 3 県にも適用されます。

難病患者さんで、身体が不自由で利用ご希望の方は是非申請してください。

ご不明な点は島根県障害者福祉課、または市町村役場にお問い合わせください。

(支部長)

